ARTERIA
アルテリア・ネットワークス株式会社



第7回
定時株主総会
招集ご通知

日　時　**2022年６月29日（水）午後１時**
受付開始　午後12時30分

場　所　〒105－0011
東京都港区芝公園一丁目１番１号
「ベルサール御成門タワー」４階

議案
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役５名選任の件
第３号議案　監査役２名選任の件

郵送及びインターネット等による議決権行使期限
2022年６月28日（火）　午後５時30分

株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますよう、お願い申し上げます。

アルテリア・ネットワークス株式会社
（証券コード　4423）

証券コード　4423
2022年６月13日

株　主　各　位

東京都港区新橋六丁目９番８号
アルテリア・ネットワークス株式会社
代表取締役社長CEO　株　本　幸　二

第７回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第７回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお当日ご出席されない場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、３頁記載の方法により、2022年６月28日（火曜日）午後５時30分までに、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1. 日　　時	2022年６月29日（水曜日）午後１時（午後12時30分受付開始）	
2. 場　　所	東京都港区芝公園一丁目１番１号　ベルサール御成門タワー４階	
3. 目的事項	**報告事項**	１．第７期（2021年４月１日から2022年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 ２．第７期（2021年４月１日から2022年３月31日まで）計算書類報告の件
	決議事項	第１号議案　定款一部変更の件 第２号議案　取締役５名選任の件 第３号議案　監査役２名選任の件

以　上

※本総会会場における新型コロナウイルス感染症対策について
・ご来場の株主様は、マスクの着用をお願い申し上げます。
・発熱があると認められる方や体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
・株主総会の運営スタッフは、マスク着用で応対をさせていただきます。

インターネットによる開示のご案内

当社ウェブサイト　https://www.arteria-net.com/ir/library/agm/

・本株主総会の模様の一部を、後日当社ウェブサイトに掲載いたします。

・株主総会当日までのコロナウイルス感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、本総会対応を更新する場合がございます。当社ウェブサイトより発信情報をご確認くださいますようお願い申し上げます。

・当社は、法令及び当社定款第14条に基づき、本招集ご通知に提供すべき書類のうち、次に掲げる事項を当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には掲載しておりません。なお、上記は会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
② 連結計算書類の「連結持分変動計算書」及び「連結注記表」
③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

・株主総会参考書類並びに、事業報告、連結計算書類及び計算書類の記載事項に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載いたします。

・本招集ご通知の内容は、早期に情報をご提供する観点から、発送に先立って当社ウェブサイトに掲載しております。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。



①株主総会に
ご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2022年6月29日（水曜日）
午後１時
（受付開始：午後12時30分予定）



②書面(郵送)で
議決権を行使される場合

本頁下部の案内に従って、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年6月28日（火曜日）
午後５時30分
到着分まで



③インターネットで
議決権を行使される場合

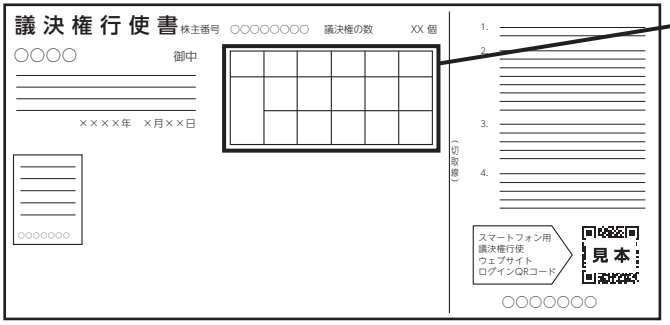
次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月28日（火曜日）
午後５時30分
入力完了分まで

※書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

② 書面(郵送)で議決権を行使される場合



※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１号議案

- **賛成の場合** ≫ **「賛」の欄に○印**
- **反対する場合** ≫ **「否」の欄に○印**

第２・３号議案

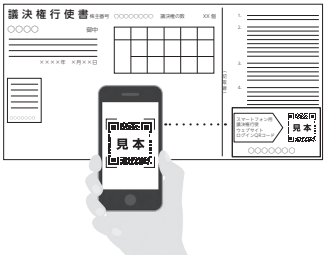
- **全員賛成の場合** ≫ **「賛」の欄に○印**
- **全員反対する場合** ≫ **「否」の欄に○印**
- **一部の候補者を反対する場合** ≫ **「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。**

③ インターネットで議決権を行使される場合

ログインQRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ。**

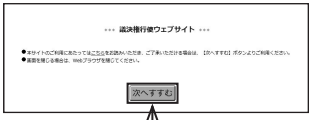
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

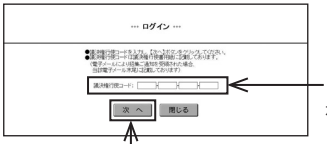
議決権行使ウェブサイト　**https://soukai.mizuho-tb.co.jp/**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

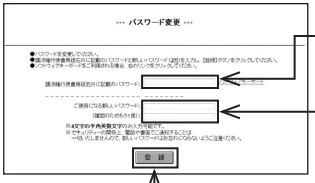
2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行　証券代行部　インターネットヘルプダイヤル
0120-768-524
(受付時間　9：00～21：00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定が2022年９月１日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

(1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第14条（電子提供措置等）第１項を新設するものであります。

(2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条（電子提供措置等）第２項を新設するものであります。

(3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条（参考書類等のインターネット開示とみなし開示）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。

(4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更箇所）

現　行　定　款	変　　更　　案
第14条（参考書類等のインターネット開示とみなし開示） 　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	（削　除）

現 行 定 款	変 更 案
（新 設）	第14条（電子提供措置等） 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2．当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
（新 設）	（附則） 1．定款第14条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第１条ただし書きに規定する 改正規定の施行の日である 2022年９月１日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。 2．前項の規定にかかわらず、施行日から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条（参考書類等のインターネット開示とみなし開示）は、なお効力を有する。 3．本附則は、施行日から６か月を経過した日または前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第2号議案　取締役５名選任の件

現在の取締役全員（５名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役５名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の内容は、独立社外取締役を委員長とする取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会より賛成の答申を受けたうえで、取締役会において承認されたものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	候補者属性	当社における地位	在任年数	取締役会への出席状況
1	かぶもと こうじ **株本 幸二**	再任	代表取締役社長 CEO	８年	15／15回 (100%)
2	ありた だいすけ **有田 大助**	再任	取締役 専務執行役員CCO	２年	15／15回 (100%)
3	おおくぼ おさむ **大久保 修**	新任	取締役	新任	―
4	えさき ひろし **江﨑 浩**	再任／社外／独立	取締役	４年	15／15回 (100%)
5	みやけ いちろう **三宅 伊智朗**	再任／社外／独立	取締役	４年	15／15回 (100%)

（注）在任年数は、本総会終了時点のものです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	(1)所有する当社株式数 (2)取締役会出席状況
1 再任	 かぶもと　こうじ **株本　幸二** (1959年５月21日)	1983年 4月　丸紅株式会社入社 1987年10月　丸紅米国会社出向 2002年 4月　マイティカード株式会社出向　代表取締役社長 2010年 4月　丸紅株式会社ITネットワークビジネス部長 2012年 4月　同社金融・物流・情報部門長代行兼ICTサービスビジネス部長 2013年 4月　同社情報・金融・不動産部門長代行 2013年 8月　MXモバイリング株式会社代表取締役会長 2014年 1月　MASホールディングス株式会社取締役 2014年 2月　当社 取締役 MXモバイリング株式会社取締役 2014年 4月　丸紅株式会社執行役員　情報・金融・不動産部門長代行 丸紅ITソリューションズ株式会社取締役 2015年 4月　丸紅株式会社執行役員　情報・物流本部長 丸紅情報システムズ株式会社取締役 丸の内ダイレクトアクセス株式会社代表取締役専務 丸紅ロジスティクス株式会社取締役 2015年 7月　株式会社アインホールディングス取締役 2016年 4月　丸紅株式会社執行役員　情報・物流・ヘルスケア本部長 2017年 3月　丸の内ダイレクトアクセス株式会社代表取締役会長 丸紅OKIネットソリューションズ株式会社取締役 2019年 4月　丸紅株式会社執行役員　情報・不動産本部長 当社 代表取締役社長CEO（現任） 株式会社つなぐネットコミュニケーションズ取締役 2019年 5月　株式会社つなぐネットコミュニケーションズ代表取締役社長 2020年 4月　株式会社つなぐネットコミュニケーションズ取締役（現任） **取締役候補者とした理由** 2014年より当社の取締役を務め、また当社親会社である丸紅株式会社の執行役員や同社グループの複数の事業会社でも取締役を務める等、当社グループ事業に関する幅広い見識と経営者としての幅広い経験を有することから、引き続き選任をお願いするものであります。	(1) 24,835株 (2) 15／15回 (100%)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	(1)所有する当社株式数 (2)取締役会出席状況
2 **再任**	 ありた　だいすけ **有田　大助** (1959年10月１日)	1982年 4月 丸紅株式会社入社 1998年 4月 丸紅香港出向 2001年 4月 丸紅テレコム株式会社取締役IT事業本部長 2005年 4月 丸紅情報システムズ株式会社営業本部長 2008年 4月 株式会社ヴェクタント代表取締役社長 2010年12月 丸紅アクセスソリューションズ株式会社代表取締役副社長 2011年 4月 フュージョン・コミュニケーションズ株式会社（現楽天コミュニケーションズ株式会社）代表取締役副社長 2014年 2月 当社 代表取締役副社長 2014年11月 アルテリア・インターコネクト株式会社代表取締役社長 2015年 4月 アルテリア・エンジニアリング株式会社取締役 2017年 4月 当社 代表取締役 2017年 7月 当社 代表取締役副社長 2017年11月 株式会社つなぐネットコミュニケーションズ取締役 2018年 4月 当社 代表取締役副社長CCO 2019年 6月 当社 専務執行役員CCO 2020年 6月 当社 取締役専務執行役員CCO　法人営業部門担当（現任） **取締役候補者とした理由** これまでIP電話サービス等を提供する通信事業会社の代表取締役副社長を務める等、IT業界における見識を有し、また当社の法人営業部門を統括する立場にあることから、引き続き選任をお願いするものであります。	(1) 7,821株 (2) 15／15回 (100%)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	(1)所有する当社株式数 (2)取締役会出席状況
3 新任	 おおくぼ　おさむ **大久保　修** (1958年７月26日)	1982年 4月 丸紅株式会社入社 6月 同社機械営業経理第二部営業経理第二課 1985年 4月 丸紅エンジニアリング（W.A.）会社　ナイジェリア通信工事事務所出向 1988年 4月 丸紅株式会社通信機械部通信機械第二課 1990年10月 丸紅ナイジェリア会社（兼）丸紅エンジニアリング（W.A.）会社　ナイジェリア通信工事事務所出向 1994年 4月 丸紅株式会社通信機械部通信機械第二課 1996年 4月 同社通信事業開発部プロジェクト開発課長 2000年 3月 Global Bandwith Solution, Inc.出向 2003年 4月 Japan Satellite TV Ltd（現NHK Cosmomedia (Europe) Ltd)出向 2006年 4月 グローバルアクセス株式会社（現当社）出向 2008年 4月 丸紅株式会社ネットワークビジネス部　部長 2010年 4月 同社金融・物流・情報部門　部門長補佐（兼）海外情報通信部長 2013年 4月 株式会社イーツ出向（代表取締役社長） 2014年 4月 丸紅情報システムズ株式会社出向　常務執行役員 6月 同社取締役 2015年 6月 同社常務取締役 2017年10月 同社代表取締役専務 2019年 4月 同社監査役 2021年 7月 丸紅株式会社入社　株式会社イーツ出向（現任） **取締役候補者とした理由** 株式会社イーツの代表取締役社長や、当社親会社である丸紅株式会社グループの事業会社でも取締役・監査役を歴任する等、経営者として幅広い見識を有することから、当社の企業価値向上に貢献いただけると判断し、選任をお願いするものであります。さらに、同氏は当社の前身の一社でもあるグローバルアクセス株式会社での勤務経験や丸紅株式会社での海外通信事業を通じ、通信サービスにおける知見を豊富に持ち合わせており、当社の今後の成長に、これを十二分に活用いただけるものと考えております。	(1) — (2) —

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	(1)所有する当社株式数 (2)取締役会出席状況
4 再任 社外 独立	 えさき　ひろし **江﨑　浩** (1963年1月18日)	1987年 4月 株式会社東芝入社 1997年10月 東京大学大型計算機センター助教授 1998年 4月 東京大学情報基盤センター助教授 1999年 9月 株式会社ワイドリサーチ社外取締役 株式会社アヴァブネットジャパン（現株式会社IDCフロンティア）社外取締役 2001年 4月 東京大学大学院情報理工学系研究科助教授 2004年 9月 株式会社IRIユビテック（現株式会社ユビテック）社外取締役（現任） 2005年 4月 東京大学大学院情報理工学系研究科教授（現任） 2018年 6月 当社 社外取締役（現任） **社外取締役候補者とした理由及び期待される役割** 東京大学大学院教授として、情報理工学分野における豊富な知識・経験を有し、当社の経営に対して外部から有用かつ客観的な知見を有することから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、引き続き指名・報酬委員会委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。 なお、同氏は、過去に社外役員となる以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外役員として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。	(1) 2,486株 (2) 15／15回 (100%)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	(1)所有する当社株式数 (2)取締役会出席状況
5 再任 社外 独立	 みやけ　いちろう **三宅　伊智朗** (1956年2月28日)	1979年 4月 清水建設株式会社入社 1990年 8月 シティバンク入社 1992年 3月 シティバンク東京支店金融法人部長 2004年 8月 三井住友海上メットライフ生命保険株式会社代表取締役共同社長 2007年 1月 アリアンツ生命保険株式会社代表取締役社長 2013年 9月 S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社代表取締役社長 2017年 5月 S&P Global Japan特別顧問 2018年 6月 当社 社外取締役（現任） 2018年12月 レカム株式会社社外取締役（現任） **社外取締役候補者とした理由及び期待される役割** これまで複数の企業の代表取締役を務め、企業経営における豊富な知識・経験を有し、当社の経営に対して外部から有用かつ客観的な知見を有することから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、引き続き指名・報酬委員会委員長として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。	(1) 4,053株 (2) 15／15回 (100%)

（注１）当社は、独立社外取締役を委員長とする、取締役会の諮問機関として「指名・報酬委員会」を設置し、同委員会において、取締役及び監査役（以下、「役員等」といいます。）の指名及び報酬等について審議することにより、社外役員の知見及び助言を活かすとともに、役員等の指名及び報酬等の決定に関する手続きの客観性及び透明性を確保し、もって取締役会の監督機能を向上させ、コーポレートガバナンス機能の更なる充実を図っております。

（注２）各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

（注３）株本幸二氏及び大久保修也氏の「略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）」の欄には、当社の親会社等である丸紅株式会社における現在又は過去10年間の業務執行者であるときの地位及び担当を含めて記載しております。

（注４）江﨑浩氏及び三宅伊智朗氏は、社外取締役候補者の要件及び当社の定める「独立役員選任基準」を満たしております。

（注５）当社は、江﨑浩氏及び三宅伊智朗氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。江﨑浩氏及び三宅伊智朗氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であり、大久保修氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。

（注６）当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって補填することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また当該保険の契約期間は４月１日から翌年３月31日までの１年間で、毎年契約を更新しており、2022年４月にも同内容で契約を更新しております。

（注７）江﨑浩氏及び三宅伊智朗氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、両氏とも本総会終結の時をもって４年となります。

（注８）当社は、江﨑浩氏及び三宅伊智朗氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

（注９）上記候補者の略歴等は、2022年4月１日現在のものであります。

（注10）上記候補者の所有する当社の株式の数には、役員持株会における本人持分及び非金銭報酬として付与された譲渡制限付株式を含めて記載しております。

第３号議案　監査役２名選任の件

監査役柴崎秀紀氏及び本村健氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役２名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の内容は、独立社外取締役を委員長とする取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会より賛成の答申を受けたうえで、取締役会において承認されたものであります。また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	(1)所有する当社株式数 (2)取締役会出席状況 (3)監査役会出席状況
1 再任	 しばさき　ひでのり **柴崎　秀紀** (1969年６月７日)	1992年 4月　丸紅株式会社入社 2012年10月　フュージョン・コミュニケーションズ株式会社（現楽天コミュニケーションズ株式会社）出向 2014年10月　丸紅情報システムズ株式会社監査役 丸紅無線通信株式会社取締役 2015年 4月　MarPless Communication Technologies (PTY) Ltd. Director（現任） 2016年 2月　アルテリア・ネットワークス・ホールディングス株式会社（現当社）代表取締役 2017年 3月　MASホールディングス株式会社代表取締役 2017年 4月　丸紅株式会社ICTビジネス第一部長 丸紅情報システムズ株式会社取締役 丸紅OKIネットソリューションズ株式会社取締役 株式会社イーツ取締役 丸紅ITソリューションズ株式会社取締役 当社監査役（現任） 2019年 4月　丸紅株式会社ICTビジネス第二部長 MXモバイリング株式会社取締役 モバイルケアテクノロジーズ株式会社取締役 Marubeni Business Machines (America), Inc. Director 2020年12月　maテレコム株式会社出向 代表取締役社長（現任） **監査役候補者とした理由** 2017年から当社の監査役を務め、またmaテレコム株式会社の代表取締役社長や当社親会社である丸紅株式会社グループの複数の事業会社でも取締役を歴任する等、当社グループ事業に関する幅広い見識を有することから、引き続き選任をお願いするものであります。	(1) － (2) 15／15回（100%） (3) 13／13回（100%）

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	(1)所有する当社株式数 (2)取締役会出席状況 (3)監査役会出席状況
2 再任 社外 独立	 もとむら　たけし **本村　健** (1970年８月22日)	1997年 4月　弁護士登録、岩田合同法律事務所入所（現任） 2003年10月　Steptoe＆Johnson LLP 2007年 6月　学校法人大妻学院、大妻女子大学監事 2008年 6月　学校法人誠美学園監事 2015年 4月　最高裁判所司法研修所教官（民事弁護） 2016年 6月　株式会社データ・アプリケーション取締役監査等委員（現任） 2017年 4月　長谷川ホールディングス株式会社（現HITOWAホールディングス株式会社）取締役 2017年11月　当社 社外監査役（現任） 2018年 6月　大井電気株式会社監査役 2019年 4月　東京大学大学院法学政治学研究科客員教授 2019年12月　学校法人大妻学院監事（現任） 2020年 4月　東京大学大学院法学政治学研究科非常勤講師 **社外監査役候補者とした理由等** 弁護士としての豊富な知識と経験等により、客観的に当社の経営を監督し、適切な助言及び指導が期待されることから、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、引き続き関連当事者取引モニタリング委員長として、当社の支配株主と一般株主との間の利益が相反する可能性のある重要な取引・行為についての審議・検討に関し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。 なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士として企業法務に精通しており、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。	(1) 2,819株 (2) 15／15回（100%） (3) 13／13回（100%）

（注１）当社は、独立社外取締役を委員長とする、取締役会の諮問機関として「指名・報酬委員会」を設置し、同委員会において、取締役及び監査役（以下、「役員等」といいます。）の指名及び報酬等について審議することにより、社外役員の知見及び助言を活かすとともに、役員等の指名及び報酬等の決定に関する手続きの客観性及び透明性を確保し、もって取締役会の監督機能を向上させ、コーポレートガバナンス機能の更なる充実を図っております。
（注２）各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
（注３）柴崎秀紀氏の「略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）」の欄には、当社の親会社等である丸紅株式会社における現在又は過去10年間の業務執行者であるときの地位及び担当を含めて記載しております。
（注４）本村健氏は、社外監査役候補者の要件及び当社の定める「独立役員選任基準」を満たしております。
（注５）当社は、柴崎秀紀氏及び本村健氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円又は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、柴崎秀紀氏及び本村健氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
（注６）当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって補填することとしております。各候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また当該保険の契約期間は４月１日から翌年３月31日までの１年間で、毎年契約を更新しており、2022年４月にも同内容で契約を更新しております。
（注７）本村健氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって４年7か月となります。
（注８）当社は、本村健氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
（注９）上記候補者の略歴等は、2022年4月１日現在のものであります。
（注10）上記候補者の所有する当社の株式の数には、役員持株会における本人持分を含めて記載しております。

（ご参考）取締役会・監査役会の構成

第２号及び第３号議案が承認された後の取締役会・監査役会の構成は次のとおりであります。

				役員が有する知識・経験・能力				
氏名	当社における地位及び担当	属性	在任年数	企業経営	ｶﾞﾊﾞﾅﾝｽ リｽｸ ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ	財務会計	テクノロジー	業界経験
株本　幸二	代表取締役社長 CEO 指名・報酬委員	常勤 社内 男性	８年	●				●
有田　大助	取締役 専務執行役員 CCO	常勤 社内 男性	２年	●				●
大久保　修	取締役	非常勤 社内 男性	新任	●				●
江　﨑　　浩	取締役 指名・報酬委員	非常勤 社外／独立 男性	４年				●	●
三宅 伊智朗	取締役 指名・報酬委員（委員長）	非常勤 社外／独立 男性	４年	●	●			
目代　晃一	監査役	常勤 社外 男性	３年	●				●
柴崎　秀紀	監査役	非常勤 社内 男性	５年	●				●
本　村　　健	監査役 関連当事者取引モニタリング委員（委員長）	非常勤 社外／独立 男性	４年	●	●			
猪熊　浩子	監査役 関連当事者取引モニタリング委員	非常勤 社外／独立 女性	２年		●	●		

（注）在任年数は、本総会終了時点のものです。

（ご参考）独立役員選任基準：当社の定めた「独立役員選任基準」は以下のとおりです。

当社は社外役員（社外取締役および社外監査役）の独立性基準を以下のとおり定め、社外役員が次の項目のいずれにも該当しない場合、当該社外役員は当社からの独立性を有しているものと判断します。

1．当社および子会社の業務執行者（*1）
2．当社の親会社の業務執行者または業務執行者でない取締役並びに監査役
3．当社の兄弟会社の業務執行者
4．当社を主要な取引先とする者（*2）またはその業務執行者
5．当社の主要な取引先（*3）またはその業務執行者
6．当社から役員報酬以外に多額（*4）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が団体である場合は、当該団体に所属する者）
7．当社および子会社の会計監査人である監査法人に所属する者
8．当社の主要株主（*5）又はその業務執行者
9．当社と社外役員の相互就任の関係にある先の出身者
10．当社から多額の寄付を受け取っている者又は団体の理事その他の業務執行者
11．上記１～３に過去10年間において該当していた者
12．上記４～10に過去３年間において該当していた者
13．上記１～10に該当する者が重要な者（*6）である場合において、その配偶者又は二親等以内の親族
14．前各項の定めにかかわらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがあると判断される特段の事由が認められる者

（注）

1．業務執行者とは、業務執行取締役、執行役その他の法人等の業務を執行する役員、業務を執行する社員その他これらに準じる者及び使用人をいう。
2．当社を主要な取引先とする者とは、直近事業年度におけるその者の年間連結売上高の２%以上の額の支払いを当社から受けた者をいう。
3．当社の主要な取引先とは、直近事業年度における当社の年間売上高の２%以上の額の支払いを当社に行っている者、直近年度末における当社の連結総資産の２%以上の額を当社に融資している者をいう。
4．多額とは、過去３事業年度の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、団体の場合は、当該団体の連結売上高若しくは総収入の２%を超えることをいう。
5．当社の主要株主とは、議決権の10%以上を直接又は間接的に有している者をいう。
6．重要な者とは、取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、執行役、執行役員及び部長格以上の上級管理職にある使用人その他同等の重要性を持つと客観的・合理的に判断される者をいう。

以上

（提供書面）

事　業　報　告

（2021年４月１日から
2022年３月31日まで）

1．企業集団の現況

⑴　当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度については、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大による影響を受け、景気は依然として厳しい状況にあります。また、原油価格や原材料価格の上昇、ウクライナ情勢等による景気の下振れリスクにも注視する必要があります。

当社グループが事業展開する情報通信関連市場においては、クラウド利用の拡大やテレワークの普及により新たな高速通信やセキュリティの高いネットワークサービスなどへの需要が引き続き発生しております。

このような事業環境のもと、主力サービスの販売活動ならびにコスト管理などを通じて、業績は全体として順調に推移しております。

また、当社グループは本業とする情報通信サービスの提供等を通じて持続可能な世界の実現に貢献するための活動を今後さらに推進するため、2030年に向けたグループのサステナビリティ基本計画を策定しました。

インターネットサービスにおいては、FTTx、ISP向けサービス、IP電話サービスの売上が前年と比較し伸長しました。

FTTxサービスでは、昨年度から引き続き、クラウド利用の拡大やテレワークの推進が進んでおり、上下最大10Gbpsベストエフォート型サービスの販売も順調に拡大しております。

また、ISP向けサービスにおいても高品質なサービス需要は増大しており、クロスパス（注１）の提供が拡大いたしました。

さらに、IP電話サービスではクラウドPBX事業者からの需要が拡大し、売上は前年と比較し増加いたしました。

ネットワークサービスにおいても、主力サービスである専用線、VPNサービスの売上が前年と比較し伸長しました。

専用線サービスでは、DXを推進している一般企業やその他OTT、通信事業者向けの販売好調により売上が拡大しております。
VPNサービスでは、NFV（注２）技術を活用し、様々なネットワーク機能をクラウド型で提供するサービス、VANILA（バニラ）の販売を開始いたしました。

マンションインターネットサービスにおいては、分譲市場、賃貸市場ともに順調に売上を拡大しております。
分譲市場において全戸一括型サービスの導入割合は増加傾向にあり、当グループは安定した受注を堅持しております。さらに、戸建向け全戸一括インターネット接続サービスを開発し、大規模戸建分譲地に提供を開始しております。
また、賃貸市場を引き続き成長ターゲットとし、高品位なサービスの投入や、スマートロックのような附帯設備との組み合わせ等により競争力強化を図ることで、売上の拡大を実現しております。

DXサービスにおいて、マンションインターネットサービスの導入における他社との差別化にも貢献しているConnectixは特許を取得し、サービス提供可能棟も順次拡大させています。
さらに、株式会社GameWithとの共同出資により、e スポーツ大会用の配信スタジオ運営事業及びeスポーツ選手やオンラインゲーマー向けの通信サービス事業等を推進するGameWith ARTERIA株式会社を設立いたしました。

その他サービスとして含まれておりますデータセンター事業に関して、当連結会計年度において「ComSpace Ⅰ及びComSpaceⅡ」の譲渡益を計上しております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は前連結会計年度比2,073百万円(3.9%)増収の55,402百万円となり、営業利益は前連結会計年度比673百万円(7.6%)増益の9,541百万円、税引前当期利益は前連結会計年度比783百万円(9.3%)増益の9,243百万円となり、親会社の所有者に帰属する当期利益は前連結会計年度比498百万円(9.0%)増益の6,033百万円となりました。

（注１）NTT東日本、NTT西日本のフレッツに対応した定額制インターネット接続サービス。NTT東西の光コラボレーション事業者の回線にも対応。
（注２）仮想技術等を用いてネットワーク機能を抽象化することで、物理的な制約なく柔軟な機能提供を可能にする技術。

② 設備投資の状況

当社グループが当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は、17,250百万円であります。このうち、主なものは、基幹網構築、顧客開通工事及び開通用機器等であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、増資、社債発行、及び新規借り入れ等による資金調達は行っておりません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況（国際会計基準）

区分		第４期 (2019年３月期)	第５期 (2020年３月期)	第６期 (2021年３月期)	第７期 (当連結会計年度) (2022年３月期)
売上高	(百万円)	49,219	51,494	53,328	55,402
営業利益	(百万円)	7,466	8,669	8,867	9,541
親会社の所有者に帰属する当期利益	(百万円)	4,642	5,296	5,535	6,033
基本的１株当たり当期利益	(円)	92.85	105.93	110.74	120.89
総資産	(百万円)	81,968	90,779	89,804	99,081
親会社の所有者に帰属する持分	(百万円)	16,647	20,709	23,608	26,017
１株当たり親会社所有者帰属持分	(円)	332.96	414.20	472.31	521.52

（注１）当社は、2018年９月28日を効力発生日として普通株式１株につき５株の割合で株式分割を実施しております。基本的１株当たり当期利益及び１株当たり親会社所有者帰属持分については、第４期期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況（日本基準）

区分		第４期 (2019年３月期)	第５期 (2020年３月期)	第６期 (2021年３月期)	第７期 (当事業年度) (2022年３月期)
売上高	(百万円)	41,973	43,697	45,498	45,303
経常利益	(百万円)	4,566	6,554	6,136	5,215
当期純利益	(百万円)	3,427	4,869	5,226	7,100
１株当たり当期純利益	(円)	68.54	97.4	104.56	142.27
総資産	(百万円)	70,990	74,055	75,303	84,563
純資産	(百万円)	12,805	16,364	18,914	21,435
１株当たり純資産	(円)	256.11	327.29	378.40	429.68

（注１）当社は、2018年９月28日を効力発生日として普通株式１株につき５株の割合で株式分割を実施しております。１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産については、第４期期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

⑶ 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社に対する 出資比率 (%)	当社との関係
丸紅株式会社	262,947	50.0	役員の兼任等、出向者の受入

(注１) 親会社との取引等については、取引の合理性及び取引条件の妥当性を確認し、法令及び社内規程に基づき取締役会の承認を得ることとしております。また、年に一回状況の調査を行っております。当社取締役会としては、当事業年度における親会社等との間の取引は、適正な条件により行われており、当社の利益を害さないものと判断しております。

(注２) 当社の重要な財務及び事業の方針に関し、当社は親会社との間で、「グループ内部統制システム等に関する協定書」を締結しており、同協定に基づき、当社の経営方針、事業展開及び重要な業務執行の決定等にあたっては、親会社に対して事前に資料提供及び説明を行い、同社の意見を伺うものとしています。もっとも、かかるプロセスにおける同社の意見は、当社を拘束するものではなく、当社は、丸紅株式会社の意見を参考に自らの責任と判断により意思決定を行うものと定められています。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
株式会社つなぐネットコミュニケーションズ	1,500	80.0	電気通信事業
アルテリア・エンジニアリング株式会社	30	100.0	電気通信工事業
アルテリア・インターコネクト株式会社	9	100.0	電気通信事業
GameWith ARTERIA株式会社	80	51.0	配信スタジオ運営事業 通信サービス事業

(注) 2022年２月18日に、GameWith ARTERIA株式会社を設立いたしました。

⑷ 対処すべき課題

① 経営理念

・創業以来のフロンティア精神を研ぎ澄まし、変化し続ける顧客ビジネスの課題解決に取り組む
・独自のネットワークアセットと顧客志向性で差別化し、
野心的で柔軟に発想、迅速で緻密に行動する
・情報通信プラットフォームの創造を通じ顧客の成長と世の中の進歩に貢献し、
社員ひとりひとりの夢を実現する

② 2022年３月期－2026年３月期（2021年度－2025年度）中期経営計画と対処すべき課題

当社グループにおきましては、2021年５月14日に発表した中期経営計画に基づき、下記の課題に取り組んでまいります。

ア）基盤事業の成長

・保有ネットワークの最適・最新化、サービスラインアップ拡充により更なる需要の獲得
・カスタマイズ対応力の強化を図り付加価値を増大、OTT（注１）からのネットワークインフラ需要の取り込み
・マンションインターネットは分譲市場に加え、賃貸市場での成長を加速し、盤石なリーディングポジションを実現

イ）新たな成長ポートフォリオの取り込み

・マンション居住者向けD2C（注２）サービスプラットフォームを構築、旺盛なテレワーク需要に対応
・サービスプラットフォームを活用し、SOHO・法人企業向けにも事業を拡大
・M&A・資本提携による成長領域の取り込み、非通信サービス事業の拡充・加速

ウ）働き方改革・SDGs対応を通じて環境に配慮し社会に貢献する経営を推進

・再生エネルギーを活用したマンションへの電力供給事業、テレワーク関連サービスの提供などを通じ脱炭素社会へ貢献
・エネルギー効率の高い社内システムへの刷新、セキュリティの強化を企図したゼロトラスト（注３）の導入
・人財育成の強化やダイバーシティの推進、オフィス分散などによるワークスタイルの変革

（注１）Over The Top の略。インターネット上でコンテンツサービスを提供する事業者。
（注２）Direct To Consumer の略。ECサイトなどを通じ、サービスを利用者へ直接販売・提供すること。
（注３）すべてのネットワークトラヒックを信頼しないことを前提とし、利用者やデバイスを常に監視・確認するネットワークセキュリティ環境。

③　サステナビリティ基本計画

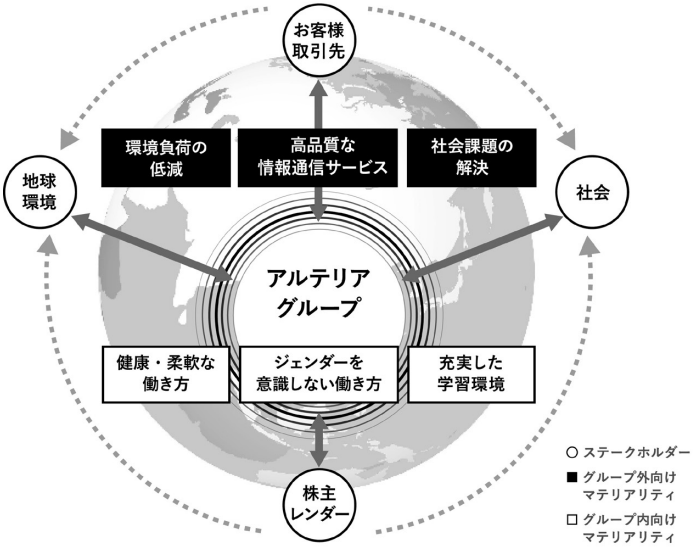
当社グループでは、上記のように中期経営計画において、働き方改革・SDGs対応を通じて地球に貢献する経営を推進することを経営戦略骨子として掲げ、2022年3月にサステナビリティに関する基本計画を策定しました。

このサステナビリティ基本計画をもとに、当社グループは本業とする情報通信サービスの提供等を通じて、持続可能な世界の実現に貢献するための活動を推進しております。

ア）サステナビリティ基本計画の概要

当社グループは、独自のネットワークアセットと柔軟性・機動力を強みとしたサービス等を通じて、持続可能な世界の実現に貢献してまいります。その活動の中で、社員ひとりひとりの夢・ステークホルダーの想いを実現していく企業集団であり続けます。

下図は当社グループが動脈・心臓として、その鼓動をマテリアリティを通じて地球をはじめとするステークホルダーに伝えることで、サステナブルな世界に貢献していくことを示しています。

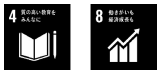


つながる地球に、新しい鼓動を。

ARTERIA

イ）マテリアリティ

サステナビリティ基本計画で定めた6つのマテリアリティは以下のとおりです。

マテリアリティ	2030年までに目指す姿	KGI・KPI	SDGs
高品質な情報通信サービス	多様化するお客様のニーズや、市場トレンドを先取りしたサービスを企画・提供している。 高品質なブランドイメージが確立できている。	・高品質なサービスの提供拡大 ・新たな顧客需要に対する新サービスの開発 ・回線サービスにおける高い可用性の維持	
環境負荷の低減	グループ全員が気候変動リスクを認識し、CO2削減のための施策を公私において自発的・積極的に実施している。	・ISO14001認証取得・適用範囲拡大 ・業務車両のEV/FCV化 ・用度品調達における環境対応商品の割合増加 ・ボランティア活動推進	
社会課題の解決	グループ全員が気候変動リスクを認識し、CO2削減のための施策を公私において自発的・積極的に実施している。	・教育・医療・公共分野でのサービス拡大 ・インターンシップや寄付講座による情報通信教育の推進	
ジェンダーを意識しない働き方	グループ全員が多様性を受け入れ、ジェンダーを意識せずに働いている。	・女性労働者の割合増加 ・女性等役員の登用・管理職比率の増加 ・プラチナえるぼし認証の取得を目指す	
健康・柔軟な働き方	社員が自身を取り巻く環境に応じ、場所や時間をより柔軟に選んで快適な環境で働いている。 社員が心身ともに健康に働いている。	・プラチナくるみん認証の取得を目指す ・ハラスメントの撲滅	
充実した学習環境	人生100年時代の到来を見据え、社員一人一人が自身のライフビジョンをふまえ、リカレント・リスキリングを通じて、やりがいを感じながら会社に社会に貢献できる人財としてあり続ける。	・リカンレント・リスキリング研修制度の導入	

⑸ **主要な事業内容**（2022年３月31日現在）

当社グループは、電気通信事業法に基づく電気通信事業を行っており、主に、インターネットサービス(光インターネット接続サービス、IP電話等)、ネットワークサービス(専用線サービス、VPN接続サービス等)、マンションインターネットサービス(全戸一括型光インターネット接続サービス)を提供しております。

⑹ **主要な営業所及び工場**（2022年３月31日現在）

本社	東京都港区新橋六丁目９番８号
大阪事業所	大阪府大阪市中央区本町二丁目１番６号

⑺ **従業員の状況**（2022年３月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数（人）
電気通信事業	787
合計	787

（注１）当社グループは単一事業を営んでおり、セグメント別の記載を省略しております。
（注２）臨時雇用者数は、従業員の総数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数（人）	平均年齢	平均勤続年数
614	42歳５か月	８年10か月

（注１）当社は単一事業を営んでおり、セグメント別の記載を省略しております。
（注２）臨時雇用者数は、従業員の総数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

⑻ **主要な借入先の状況**（2022年３月31日現在）

借 入 先	借 入 額（百万円）
株式会社三菱UFJ銀行	13,048
株式会社三井住友銀行	13,048
株式会社みずほ銀行	6,524
株式会社あおぞら銀行	3,624

⑼ **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2022年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　200,000,000株

② 発行済株式の総数　50,000,000株

③ 株主数　10,619名

④ 大株主

株 主 名	持 株 数 (株)	持株比率 (%)
丸紅株式会社	25,000,100	50.11
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,803,800	9.63
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	4,514,600	9.05
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,849,100	5.71
BNYM TREATY DTT 15	715,551	1.43
KIA FUND F149	631,200	1.27
JP MORGAN CHASE BANK 385781	376,990	0.76
MSCO CUSTOMER SECURITIES	356,300	0.71
ナティクシス日本証券株式会社 BNYM	312,400	0.63
UBS AG LONDON ASIA EQUITIES	261,096	0.52

（注１）持株比率は自己株式（112,766株）を控除して計算しております。

（注２）2018年12月18日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、ジャンカー・パートナーズ・リミテッドが2018年12月12日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末日現在における実質所有株式数の確認ができませんでしたので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

大量保有者	ジャンカー・パートナーズ・リミテッド
住所	香港、セントラル、コンノート・プレース８、ワン・エクスチェンジ・スクエア1608
保有株券等の数	株式　4,500,000株
株券等保有割合	9.00%

（注３）2020年６月４日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、三井住友DSアセットマネジメント株式会社が2020年５月29日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末日現在における実質所有株式数の確認ができませんでしたので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その変更報告書の内容は次のとおりであります。

大量保有者	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
住所	東京都港区愛宕二丁目５番１号　愛宕グリーンヒルズMORIタワー28階
保有株券等の数	株式　1,771,300株
株券等保有割合	3.54％

（注４）2020年７月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びその共同保有者である日興アセットマネジメント株式会社が2020年７月15日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末日現在における実質所有株式数の確認ができませんでしたので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

指名または名称	住所	保有株券等の数（株）	株券等保有割合（％）
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	東京都港区芝公園一丁目１番１号	株式　1,433,700	2.87
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂九丁目７番１号	株式　1,230,300	2.46

⑤　当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は、次のとおりです。

役員区分	株式数	交付対象者数
業務執行取締役	12,253株	２名

⑵　新株予約権等の状況

該当事項はありません。

⑶ 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2022年３月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長CEO	株本 幸二	株式会社つなぐネットコミュニケーションズ取締役
取締役専務執行役員CCO	有田 大助	法人営業部門
取締役	阿部 達也	丸紅株式会社執行役員　情報・不動産本部長 丸紅ロジスティクス株式会社取締役 丸の内ダイレクトアクセス株式会社代表取締役 MXモバイリング株式会社取締役 株式会社PubteX 取締役
取締役	江﨑 浩	東京大学大学院情報理工学系研究科教授 株式会社ユビテック社外取締役
取締役	三宅 伊智朗	レカム株式会社社外取締役
監査役（常勤）	目代 晃一	株式会社つなぐネットコミュニケーションズ監査役 アルテリア・エンジニアリング株式会社監査役 GameWith ARTERIA株式会社監査役
監査役	柴崎 秀紀	maテレコム株式会社代表取締役社長 MarPless Communication Technologies (PTY) Ltd. Director
監査役	本村 健	岩田合同法律事務所パートナー弁護士 株式会社データ・アプリケーション取締役監査等委員 学校法人大妻学院監事
監査役	猪熊 浩子	武蔵大学PDP教育センター教授 慶應義塾大学商学部（商学研究科）非常勤講師 慶應義塾大学大学院システムデザイン・マネジメント研究科非常勤講師

（注１）取締役江﨑浩氏及び取締役三宅伊智朗氏は、社外取締役であります。
（注２）監査役目代晃一氏、監査役本村健氏及び監査役猪熊浩子氏は、社外監査役であります。
（注３）監査役本村健氏は弁護士としての豊富な知識と経験を有しており、法務に関する相当程度の知識を有しております。
（注４）監査役猪熊浩子氏は公認会計士としての豊富な知識と経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知識を有しております。
（注５）取締役江﨑浩氏及び取締役三宅伊智朗氏、監査役本村健氏、並びに監査役猪熊浩子氏は、東京証券取引所から確保が義務づけられている独立役員として同取引所に届け出ております。

（注６）当事業年度中に取締役及び監査役の重要な兼職の状況が次のとおり変更されました。

氏名	重要な兼職の状況		
	変更前	変更後	異動年月日
阿部 達也	－	株式会社PubteX 取締役	2022年３月11日
目代 晃一	－	GameWith　ARTERIA株式会社 監査役	2022年３月22日
	株式会社つなぐネットコミュニケーションズ監査役	退任	2022年３月31日
本村 健	大井電気株式会社監査役	退任	2021年6月24日

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款に取締役(業務執行取締役等である者を除く。)及び監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款に基づき、当社は取締役(業務執行取締役等である者を除く。)及び監査役の全員と責任限定契約を締結しており、その概要は次のとおりです。

取締役及び監査役の責任限定契約

取締役(業務執行取締役等である者を除く。)及び監査役は、本契約締結後、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、その職務を行うにつき、善意でありかつ重大な過失がないときは、500万円又は法令が規定する額のいずれか高い額を限度としてその責任を負担する。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社及び当社の子会社の取締役及び監査役（当事業年度中に在任していたものを含む。）を被保険者とする、会社法第430条の３第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであります。

契約期間は４月１日から翌年３月31日までの１年間で、毎年契約を更新しており、2022年４月にも同内容で契約を更新しております。

④　取締役及び監査役の報酬等

ア）株主総会の決議等による定め

取締役の報酬は、2017年７月17日開催の株主総会において年額300百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の、取締役の人数は８名（うち、社外取締役は４名）です。

また、2020年６月26日開催の第５回定時株主総会において、社外取締役を除く取締役に対して、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、中長期インセンティブ報酬として、上記報酬枠とは別に年額100百万円以内で、年間50,000株を上限に譲渡制限付株式を割り当てることができる旨を決議しております。当該株主総会終結時点の、取締役の人数は５名（うち、社外取締役は２名）です。

監査役の報酬は、2016年６月30日開催の株主総会において年額70百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の、監査役の員数は４名です。

イ）役員報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、各取締役に求められる職責・能力・会社への貢献及び当社の業績・経営状況を踏まえて、取締役会の諮問委員会である指名・報酬委員会による審議及び答申を経て決定することとしております。指名・報酬委員会は、独立社外役員を委員長とし、独立社外役員２名を含む３名で構成されています。

a）非常勤取締役の報酬

当社は、2021年２月26日開催の取締役会において、非常勤取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を、以下のとおり決議しております。なお当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬の決定にあたり、報酬の内容が下記方針に沿うものであることを確認しております。

非常勤取締役の報酬決定方針

非常勤取締役の報酬は基本報酬のみとし、その額は、職責と役割等を総合的に勘案し、個別に取締役会の決議によって決定する。決定にあたっては、事前に指名・報酬委員会への諮問を行うものとする。

b）常勤取締役の報酬

当社は、2020年３月30日開催の取締役会において、常勤取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を以下のとおり決議しております。なお当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬の決定にあたり、報酬の内容が下記方針に沿うものであることを確認しております。

ⅰ）業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針

当社の常勤取締役報酬は、固定報酬、変動報酬（業績連動報酬）及び非金銭報酬（譲渡制限付株式）で構成されております。

変動報酬については、当社の持続的な成長に向けた健全なインセンティブが機能することを目的としてその支給額の算定方法を定めております。

ⅱ）業績連動報酬に係る指標、当該指標を選択した理由及び当該業績連動報酬の額の決定方法

変動報酬の定量評価に係る指標は、年度業績（連結売上高、連結当期利益、連結フリー・キャッシュ・フロー）の達成度合い等であり、当該指標を選択した理由は、特に財務活動も含めた総合的な収益力やフリー・キャッシュ・フローの向上が重要であると判断しているためであります。

なお、変動報酬の定性評価として、代表取締役社長の総合判断に基づき、指名・報酬委員会の検証を経て、定量評価の結果を下限することができるとしております。加減幅は原則±20％としつつ、特別な事情がある場合は最大±50％の加減を可能としております。

ⅲ）非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等の内容は当社の譲渡制限付株式であり、割当ては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しております。

また、当事業年度における交付状況は「２．（１）⑤当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載しております。

ⅳ）役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する役職ごとの方針

役職ごとの方針の定めはありません。

ⅴ）当連結会計年度における当該業績連動報酬に係る指標の目標及び実績

2022年３月期（第７期）における全社業績の目標と実績は、以下のとおりです。

項目	評価割合	評価係数 変動幅	目標値 (百万円)	実績 (百万円)
連結売上高	25%	0～200%	54,519	55,402
連結当期利益	50%	0～200%	6,162	6,408
連結フリー・キャッシュ・フロー	25%	0～200%	3,977	6,503

vi）役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者の氏名または名称、その権限の内容及び裁量の範囲

当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は取締役会であり、その権限の内容及び裁量の範囲は、個々の取締役報酬分の決定等であります。

vii）役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定に関与する委員会の手続の概要

指名・報酬委員会は、取締役会の諮問機関として、役員等の報酬等に関する基本方針・基準、取締役及び監査役の報酬等の総額枠に係る議案の内容、役員等（監査役を除く。）の個人別の報酬等の内容等につき審議を行ない、取締役会に対して、その意見を答申することにより取締役会の意思決定を補佐いたします。

viii）役員の報酬等の額の決定過程における、取締役会及び委員会等の活動内容

2022年３月期の報酬についても、指名・報酬委員会で審議、取締役会への答申を行っております。

ウ）当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（人）
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	151 （20）	82 （20）	46 （－）	21 （－）	5 （2）
監査役 （うち社外監査役）	32 （29）	32 （29）	－ （－）	－ （－）	4 （3）
合計 （うち社外役員）	183 （49）	115 （49）	46 （－）	21 （－）	9 （5）

（注）取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

⑤ 社外役員に関する事項

ア）他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

他の法人等の重要な兼職の状況は「取締役及び監査役の状況」に記載のとおりとなります。

なお、各社外役員について、重要な兼職先である当該他の法人等と当社との間に特別な関係はありません。

イ）当事業年度における主な活動状況

氏名	取締役会	監査役会	発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役　江﨑 浩	15/15回 (100%)	－	江﨑浩氏は、社外取締役に就任以降、情報理工学分野における豊富な知識や経験に基づき、当社事業基盤であるネットワークインフラの在り方や最新技術動向の指導、新サービス開発や業界動向に関する助言を行うなど、社外役員に求められる役割・責務を十分に発揮しております。 また、サイバーセキュリティ委員会（当事業年度に３回開催）では委員長として、当社のサイバーセキュリティ体制の向上にも寄与されています。また、指名・報酬委員として、役員の人事・報酬の審議に携わりました。
取締役　三宅 伊智朗	15/15回 (100%)	－	三宅伊智朗氏は、社外取締役に就任以降、企業経営における豊富な知識と経験に基づき、少数株主の立場に立った経営の監督、コーポレートガバナンスをはじめとする経営全般への助言など、社外役員に求められる役割・責務を十分に発揮しております。 また、指名・報酬委員会では委員長として、役員の人事・報酬の審議に携わりました。
監査役　目代 晃一	15/15回 (100%)	13/13回 (100%)	目代晃一氏は、社外監査役に就任以降、長年にわたって情報通信分野で培った経営者としての幅広く高度な知見と豊富な経験を活かし、常勤監査役として、重要な会議への出席、代表取締役社長及び取締役専務執行役員との意見交換、重要書類の閲覧、重要な財産の調査の他、事業部へのヒアリング、子会社調査等を行うとともに、内部監査部及び会計監査人の連携による三様監査等を行っております。
監査役　本村 健	15/15回 (100%)	13/13回 (100%)	本村健氏は、社外監査役に就任以降、弁護士としての豊富な知識と経験に基づき、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会においては、当社のコンプライアンス体制等につい適宜、必要な発言を行っております。 さらに、サイバーセキュリティ委員会（当事業年度に３回開催）にも参画し、専門的見地から助言を行い、当社のサイバーセキュリティ体制の向上にも寄与されています。
監査役　猪熊 浩子	15/15回 (100%)	13/13回 (100%)	猪熊浩子氏は、社外監査役に就任以降、公認会計士としての豊富な知識と経験に基づき、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会においては、当社会計・財務分野の課題や会計監査等について適宜、必要な発言を行っております。

⑷ 会計監査人の状況

① 名称　　EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	81
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	89

（注１）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
（注２）監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査人の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

3．剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、内部留保を有効活用することにより、企業価値と競争力を極大化すると同時に、株主に対する配当を安定的に継続することが、企業としての重要な責務であると認識しております。内部留保資金については、経営基盤の強化に向けた諸施策の実施のための積極的な投資等の原資として充当してまいります。

2022年３月期から2026年３月期までの中期経営計画期間における配当につきましては、連結配当性向50％程度、かつ各年度の期初に公表する予想配当金を下限とすることを基本方針としております。毎事業年度における剰余金の配当の回数については、株主の皆様への利益還元の機会を充実させるため、中間配当と期末配当の年２回といたします。

当社は、会社法第459条第１項に基づき、剰余金の配当（中間配当を含む。）を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

連結財政状態計算書

(2022年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**18,715**	**流動負債**	**53,762**
		借入金	36,163
現金及び現金同等物	7,781	営業債務及びその他の債務	7,655
		リース負債	2,630
営業債権及びその他の債権	8,258	未払法人所得税等	2,519
		引当金	182
その他の金融資産	5	その他の流動負債	4,611
		非流動負債	**17,388**
棚卸資産	275	長期リース負債	8,508
		退職給付に係る負債	906
その他の流動資産	2,395	引当金	3,704
		繰延税金負債	2,320
非流動資産	**80,365**	その他の非流動負債	1,948
		負債合計	**71,151**
有形固定資産	41,775	**(資本の部)**	
		親会社の所有者に帰属する持分	**26,017**
のれん	12,646	**資本金**	**5,150**
		資本剰余金	**4,703**
無形資産	15,052	**利益剰余金**	**16,485**
		自己株式	**△ 322**
その他の金融資産	8,017	**その他の資本の構成要素**	**△ 0**
		非支配持分	**1,913**
繰延税金資産	1,923	**資本合計**	**27,930**
その他の非流動資産	950		
資産合計	**99,081**	**負債及び資本合計**	**99,081**

連結損益計算書

（2021年4月 1 日から
2022年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	**55,402**
売上原価	**38,543**
売上総利益	**16,859**
販売費及び一般管理費	9,315
その他の収益	2,270
その他の費用	273
営業利益	**9,541**
金融収益	189
金融費用	486
税引前利益	**9,243**
法人所得税費用	2,835
当期利益	**6,408**
当期利益の帰属	
親会社の所有者	6,033
非支配持分	374
当期利益	**6,408**

貸 借 対 照 表

(2022年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**15,327**	**流動負債**	**50,231**
現金及び預金	5,066	1年以内返済予定長期借入金	36,244
売掛金	6,001	リース債務	837
未収入金	1,185	未払金	3,683
商品	26	固定資産購入未払金	3,686
貯蔵品	1,129	未払費用	1,431
前払費用	1,702	未払法人税等	2,010
その他	214	未払消費税等	7
貸倒引当金	△ 0	預り金	35
固定資産	**69,235**	預り保証金	129
有形固定資産	**38,573**	前受収益	1,296
線路設備	15,149	賞与引当金	686
土木設備	8,756	独禁法関連損失引当金	180
建物	3,697	その他	2
構築物	23	**固定負債**	**12,896**
機械設備	51,530	長期前受収益	3,444
工具、器具及び備品	1,390	リース債務	4,867
土地	222	退職給付引当金	909
リース資産	14,656	資産除去債務	3,668
建設仮勘定	3,012	その他	7
減価償却累計額	△ 59,862		
無形固定資産	**12,928**		
海底線使用権	6		
施設利用権	69		
商標権	1,358		
顧客関連資産	2,207	**負債合計**	**63,127**
ソフトウエア	779	**(純資産の部)**	
のれん	7,040	**株主資本**	**21,435**
ソフトウエア仮勘定	924	**資本金**	**5,150**
その他	542	**資本剰余金**	**3,537**
投資その他の資産	**17,733**	資本準備金	131
投資有価証券	40	その他資本剰余金	3,406
長期未収入金	5,213	**利益剰余金**	**12,954**
関係会社株式	8,874	利益準備金	686
破産更生債権等	0	繰越利益剰余金	12,268
敷金及び保証金	2,697	**自己株式**	**△ 206**
繰延税金資産	499	**純資産合計**	**21,435**
その他	408		
貸倒引当金	△0		
資産合計	**84,563**	**負債純資産合計**	**84,563**

損 益 計 算 書

（2021年4月 1 日から
2022年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**45,303**
売上原価		**33,590**
売上総利益		**11,713**
販売費及び一般管理費		**7,861**
営業利益		**3,851**
営業外収益		
受取利息	94	
受取配当金	1,762	
雑収入	117	1,974
営業外費用		
支払利息	342	
シンジケートローン手数料	17	
固定資産除却損	167	
雑支出	83	611
経常利益		**5,215**
特別利益		
顧客関連譲渡益	1,616	
固定資産売却益	1,493	
投資有価証券売却益	1,494	4,603
税引前当期純利益		**9,819**
法人税、住民税及び事業税		3,095
法人税等調整額		△376
当期純利益		**7,100**

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年５月23日

アルテリア・ネットワークス株式会社
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴　木　　達　也	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	増　田　　晋　一	㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、アルテリア・ネットワークス株式会社の2021年４月１日から2022年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第１項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、アルテリア・ネットワークス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第１項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第１項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第１項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年５月23日

アルテリア・ネットワークス株式会社
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴　木　　達　也	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	増　田　　晋　一	㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、アルテリア・ネットワークス株式会社の2021年４月１日から2022年３月31日までの第７期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2021年４月１日から2022年３月31日までの第７期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については常勤監査役が重要な子会社の監査役を兼務しており、重要な子会社の取締役会に出席するほか、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について随時報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　親会社との取引に関する、事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第５号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項(KAM)については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④　事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由について、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年５月27日

アルテリア・ネットワークス株式会社　監査役会

常勤監査役　目代晃一　㊞
監査役　柴崎秀紀　㊞
監査役　本村健　㊞
監査役　猪熊浩子　㊞

以　上

メ　モ

メ　モ

株 主 総 会 会 場

「ベルサール御成門タワー」４階
〒105－0011　東京都港区芝公園一丁目１番１号



最　寄　駅
都営三田線 御成門駅（A３b出口）徒歩１分

※当会場には専用駐車場はございません。

クールビズスタイルでの株主総会開催について

当日は、節電のため当社役職員はノーネクタイの軽装（クールビズスタイル）にてご対応させていただきます。
株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。